



10月は住生活月間

令和6年10月4日

住宅局参事官(マンション・賃貸住宅担当)付

正直不動産 永瀬財地と学ぶ！マンション区分所有者の責務

～マンションの管理は、「全部プロにおまかせ」ではダメなんです！～

マンションの区分所有者が担う責務や、今年6月に公表した「マンションにおける外部管理者方式等に関するガイドライン」の周知を図るため、人気漫画「正直不動産」とタイアップしたパンフレットを制作しました。

1. 背景

近年、マンションにおいて、役員の担い手不足等を背景として、マンション管理業者等が管理組合の管理者の役割を担う「外部管理者方式」の採用例が増加しています。このような場合でも、マンション管理の主体は区分所有者から構成される管理組合であり、マンションの適切な管理に向け、区分所有者の責務について認識を高めることが重要となっています。

2. 企画の概要

株式会社小学館の協力により、不動産・住宅関係の様々な社会問題をテーマとして取り扱う漫画「正直不動産」とタイアップし、区分所有者が担うべき、管理組合における合意形成への関与や共用部分の適切な維持管理などの責務に加え、外部管理者方式を導入する際の留意点(ガイドライン)について周知を図るパンフレットを制作しました。

【参考】漫画「正直不動産」について

著作：(漫画)大谷アキラ、(原案)夏原武、(脚本)水野光博

発行：小学館「ビッグコミック」連載中(2017年6月～)、単行本既刊20巻

公式サイト：<https://bigcomicbros.net/work/6319/>

ロゴデザイン：伊波光司+ベイブリッジ・スタジオ

不動産業者と消費者の情報格差にスポットを当てた漫画作品。ある出来事をきっかけに嘘をつけなくなった不動産会社社員の主人公・永瀬財地が、次々とトラブルに巻き込まれながらも、正直な営業スタイルで奮闘する姿が描かれています。

3. パンフレットについて

本パンフレットは次のホームページでご覧いただけます。

https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk5_000052.html

(お問い合わせ先)

住宅局 参事官(マンション・賃貸住宅担当)付

TEL：03-5253-8111